

2008年11月7日

栃木県知事
福田 富一殿

栃木県保険医協会
会長 戸村 光宏
宇都宮市戸祭台29-17
電話 028(622)0083

「無保険の子ども」に関する緊急要望書

貴職におかれましては、県民の健康増進のために日夜ご尽力されていることに敬意を表します。私たち栃木県保険医協会は県下771名の保険医が加入し、保険医療の改善に取り組み、県民・国民が安心して暮らせる社会保障制度の充実を目指して活動しています。

さて、10月30日に厚生労働省が発表した「国民健康保険料を滞納し、資格証明書を発行している世帯の義務教育以下の子どもの人数に関する全国調査」集計によると、全国では32,903名、栃木県下では全国ワースト3位となる2,652名もの無保険状態の子どもがいることが判明しました。

栃木県では乳幼児医療助成制度対象年齢が未就学児まで引き上げられ、制度の拡充が図られましたが、せっかく助成制度が引き上げられ制度を対象が広がったにもかかわらず、新たな問題が発生しています。

経済的な事情などで国民健康保険の保険料を滞納したことにより資格証明書が発行され、受診の際に窓口で医療費の全額自己負担が必要になった「無保険」状態の子どもが多数おり、本来医療を無差別平等に受けることができる子どもの権利が奪われた状態で放置されていることは重大な問題です。

資格証明書の発行で、保険給付を差し止められ事実上の無保険状態となり、治療の必要な子どもが医療から遠ざけられているという制度運営は、国民健康保険法はもとより、児童の健やかな育成を定めた児童福祉法にも反するとの批判の声が上がっていることは当然のことです。

まさに憲法25条で保障された「生存権」の侵害であると同時に、昭和26年5月5日に制定された児童憲章3の「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる」からも逸脱しています。

県は一刻も早く、このような事態を解消すべきであり、子どもの権利を保障すべきです。私どもは子どもの健やかな成長を願い、若い家庭の子育てを励ますために、下記の項目について改善・充実を図られるよう緊急に要望いたします。

記

【基本要求】

国民皆保険制度の発足の趣旨から資格証明書の発行は、栃木県独自の判断でやめること。
また、県下、市町村にも同上趣旨を指導すること。

【緊急要請】

資格証明書が発行されている子どものいる世帯に、ただちに国民健康保険証を発行すること。